

○大府市多胎児家庭支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から出産後の心身の不調や育児不安を抱える多胎児家庭の負担の軽減を図り、多胎児家庭が安心して子育てができる支援体制の確保を目的として実施する多胎児家庭支援事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 多胎児 同じ母親の胎内で同時期に発育し、生まれた二人以上の子どもをいう。
- (2) 多胎児家庭 満3歳に達する月の末日を迎えるまでの多胎児を養育する家庭又は多胎妊婦が属する家庭をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は大府市とし、事業の一部を特定非営利活動法人等に委託することができる。

(対象者)

第4条 事業の対象となる者は、市内に住所を有する多胎児家庭に属する多胎児の保護者又は多胎妊婦及びその配偶者であって、同居の者から支援を受けることが困難な場合等支援を受けることが適当と判断されたものとする。

(事業の内容)

第5条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容とする。

- (1) 一時預かり等 次のとおりとする。ただし、対象は前条に定める者のうち、満3歳に達する月の末日を迎えるまでの多胎児を養育する保護者に限る。
 - ア 一時預かり 保護者が調理、掃除等の家事及び一時的な休息をしている間の多胎児（満1歳から満3歳に達する月の末日を迎えるまでの児童に限る。）の見守りで、指定保育園（大府市一時的保育事業実施要領第4条に規定する指定保育園をいう。以下同じ。）において行うもの
 - イ 相談対応 保護者が育児において抱える不安や悩み等についての相談対応であって、アの事業の実施とともに必要に応じて行うもの
- (2) 第4条に規定する対象者のタクシー利用に対する費用の助成
- (3) 多胎児交流会の開催
- (4) その他事業の目的を達成するために必要な業務

(事業の利用申請及び決定通知等)

第6条 前条第1号及び第2号の事業を利用しようとする者は、あらかじめ妊娠届出書、母子健康手帳その他の多胎児を妊娠し、又は出産したことが分かる書類の写しを添えて、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、支援の必要があると認められた者（以下「受給者」という。）を大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事

業利用者名簿（第2号様式。以下「名簿」という。）に登録するとともに、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書（第3号様式。以下「決定通知書」という。）によりその旨を受給者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査の結果、支援の必要がないと認めるときは、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用却下通知書（第4号様式）により当該申請をした者に通知するものとする。

4 受給者は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 第4条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 住所又は氏名を変更したとき。

(3) 同一世帯の者に異動があったとき。

（決定通知書の再交付申請）

第7条 受給者は、決定通知書を紛失し、破損し、又は汚損したときは、大府市子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書再発行届（第5号様式）により市長に届け出て、決定通知書の再交付を受けることができる。

2 前項の規定による届出が破損又は汚損の場合は、受給者は、破損し、又は汚損した決定通知書を添えなければならない。

（一時預かり）

第8条 一時預かりの実施時間は、午前9時から午後3時30分までとする。

2 一時預かりの利用は、1月当たり2日以内を限度とする。

（タクシー料金助成券の交付）

第9条 市長は、受給者に対し、大府市多胎児家庭タクシー料金助成券（第6号様式）を交付するものとする。

2 助成券の交付枚数は、次のとおりとする。

(1) 妊娠期 10枚

(2) 産後期 36枚

3 前項各号に規定する各期の途中で転入等により助成券の交付対象となったときは、一月当たり1枚として転入等の月の翌月（転入等の日が月の初日の場合はその月）から次に定める月までの月数分を交付するものとする。

(1) 妊娠期 出産予定日の属する月

(2) 産後期 多胎児が3歳に到達する日（多胎児の生年月日が異なるときは後に出生した児童が3歳に到達する日）の属する月

（タクシー料金の助成額）

第10条 タクシー料金の助成額は、助成券1枚につき1,000円とする。ただし、タクシー利用にかかった料金が1,000円に満たない場合は、当該料金を助成額とする。

（利用できるタクシー）

第11条 受給者が助成券を利用して乗車することのできるタクシーは、市長の指定するタクシー業者のものに限る。

（タクシー利用方法）

第12条 受給者は、前条に規定するタクシーを利用するときは、多胎児の母子健康手帳

を添えて助成券を運転手に渡すものとする。

(タクシー利用料金の助成方法)

第13条 タクシー料金の助成は、第11条に規定するタクシー業者が受給者から受け取った助成券を添えて市長に請求書を提出した場合に、当該タクシー業者に対して第10条に規定する助成額を支払うことにより行う。

(譲渡等の禁止)

第14条 受給者は、助成券を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による受給の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成券の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第4条の規定に該当しなくなったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の事項を記載し、又は助成券の利用に関して不正の行為があったとき。

(費用負担)

第16条 事業にかかる費用は、無料とする。

(関係機関等との協力)

第17条 市長は、この事業の実施に当たり、関係機関等と協力し、対象家庭の状況等を把握するよう努めなければならない。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に改正前の大府市多胎児家庭支援事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）第6条第2項の規定により多胎児家庭支援事業利用・変更決定通知書（以下「旧決定通知書」という。）の交付を受けた者で、旧決定通知書に記載された利用期限が施行日以後であるもの（以下「継続利用者」という。）は、施行日において改正後の大府市多胎児家庭支援事業実施要綱（以下「新要綱」という。）第6条第2項の決定通知書の交付を受けたものとみなす。この場合において、市長は、継続利用者を同項の子育て世帯訪問支援事業・多胎児家庭支援事業利用者名簿に登録するものとする。
- 3 前項の場合において、継続利用者に交付された旧決定通知書は、新要綱第6条第2項の決定通知書とみなして使用することができる。